

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」(令和3年1月18日付け、教保健第306号)により通知しているところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」を、県立学校については、3月11日から「レベル1」に引き下げられる見込となったことに伴い、上記の通知を改めました。下線部分は変更点となりますので、今後は、「地域の感染レベル」に応じて、各学校で適切に対応願います。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合 (「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用)

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健所等が指示する日まで、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、(3)(4)については、症状がみられなくなるまでとする。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 その他

(1) 出席停止報告書（学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条）

出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに報告すること。

※新型コロナウイルス感染症については、上記1の場合を報告対象とする。

【本件問合せ先】

上記1、2（1）、3について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2（2）について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912